

いのち・愛・ゆめセンターにおける
警報等発表時・地震発生時のセンター事業の取扱いについて

茨木市に次のような気象警報が発表された場合や地震が発生したとき、いのち・愛・ゆめセンターの主催事業・貸館事業については以下のように取り扱います。

種 類	対 応
暴風警報 レベル4（河川氾濫、大雨、土砂災害）危険警報（※1） レベル5（河川氾濫、大雨、土砂災害）特別警報	<p>○警報が発表された場合は、センターの主催事業・貸館事業等は中止します。</p> <p>ただし、開始時刻2時間前までに解除になれば、実施します。</p> <p>○警報発表時にセンター内に利用者がある場合は、センター職員の指示に従い帰宅してください。帰宅することが危険と判断される場合は、センターで待機してください。</p> <p>※1 「危険警報」のうち、河川氾濫・土砂災害については、市から別途発表される避難情報（※2）に基づき、センターの所在する小学校区域に発表される場合。</p> <p>※2 大雨による土砂災害、河川氾濫の恐れがある場合、あるいは、その他災害発生時に、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」が市から発表されます。</p>
地 震 （震度5弱以上）	<p>○開館時刻前に発生の場合は、センターの主催事業・貸館事業は中止します。</p> <p>○発生時にセンター内に利用者がある場合は、センター職員の指示に従い帰宅してください。帰宅することが危険と判断される場合は、センターで待機してください。</p> <p>○震度5弱未満であっても、センターに被害が出たり危険な場合は、センターの主催事業・貸館事業は中止します。</p>